

学校における働き方改革を推進し

「先生の元気」を「子供の元気」につなげます！

働き方改革

児童生徒と向き合う時間の増加

授業準備時間の確保

教職員の心身の健康の維持増進

質の高い教育の実現

埼玉県では、学校における働き方改革を進めることで、**学校教育の質を高めます！**

埼玉県ではこれらの取組を推進しています
ご理解・ご協力をお願いいたします

始業前の教育活動 原則中止を推奨

教職員の働き方改革と成長期における小・中学生の心身の健全育成の観点から小・中学校における部活動朝練習等の始業前の教育活動を原則中止するとともに登校時刻の見直しを推奨しています。



学校閉庁日の設定

8月のお盆の時期や県民の日、開校記念日等に、学校に日直を置かない「学校閉庁日」を県内全公立学校で設定しています。

★学校閉庁日の設定は、学校や市町村により異なります。



電話への 応対時間を設定

電話対応の時間を設定し、時間外については、留守番電話や別の窓口での対応としている場合があります。

★緊急時の連絡先については、各学校が指定する方法によってください。



部活動の活動時間 休養日の設定

教職員の働き方改革と生徒のけがの防止の観点から、活動時間は長くとも平日2時間程度、休日3時間程度とし、週2日以上（少なくとも平日1日、土日1日以上）休養日を設定しています。



評価の効率化の 工夫

児童生徒の作品へのコメントの簡略化や通知表の見直し、ICTの活用など、効率的に評価を行うことができるよう工夫することを推奨しています。



教職員退校時刻の 設定

教職員の長時間労働を防止するため、完全退校時刻の設定を推奨しています。また、毎月21日を「ふれあいデー」とし、県内全公立学校で定時退勤を推奨しています。



先生の働き方をご存じですか？～本県でも教員の長時間勤務が大きな課題です～



調査結果から見た教員の勤務実態は・・・

**時間外在校等時間が
月45時間を超える教員の割合（R4年6月）**
・小学校57.7% ・県立中・高校39.9%
・中学校67.5% ・県立特別支援学校20.9%

年360時間を超える教員の割合（R3年度）
・小学校69.1% ・県立中・高校46.4%
・中学校72.4% ・県立特別支援学校31.1%

児童生徒への指導にやりがいを感じている教員が多い一方、授業準備の時間等を十分にとることができない現状があります。

※厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患の認定基準」によると、脳・心疾患の発症と業務との関連性については、時間外勤務が概ね45時間を超えると「徐々に強まる」、80時間を超えると「強い」とされています。

県教育委員会、市町村教育委員会、学校が一体となって、
教職員の多忙化を解消し負担軽減を進めることで、

**教職員が仕事と生活を両立し、
心身ともに充実して「子供たちの指導に専念できる」環境をつくります！**

令和4年改定版「学校における働き方改革基本方針」の概要

目的：働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

目標：時間外在校等時間

月45時間以内、年360時間以内の教員の割合を
令和6年度末までに**100%**に

具体的な取組として・・・

- ①教員業務支援員やスクールカウンセラーなどの拡充に取り組みます。
- ②学校行事をはじめとする学校の業務の見直し・削減を進めます。
- ③教職員の健康を意識した働き方を推進します。
- ④保護者や地域の理解と協力を得ながら働き方改革を推進します。

学校における働き方改革
基本方針の詳細は
こちらから→



**学校における働き方改革への
ご理解・ご協力をお願いいたします！**

いつもご支援いただきありがとうございます。

引き続き次世代の子供たちを育てるため、これからもご協力をお願いします。

登下校の通学路の見守り

通学路の安全点検

放課後から夜間の見回り

校内の清掃活動

など、様々なご協力をいただいております。

